

自治(まちづくり)基本条例とは

自治(まちづくり)基本条例は、「市民が主体的に協働して、まちづくりを進めていくためのルール」です。

まちづくりの基本となる考え方や、まちづくりを進める上での市民、議会、行政それぞれの役割、市民参加の仕組みなどを定めたものです。



条例制定の背景と必要性

市では、これまでも沢山の人が関わり合い、まちづくりを進めてきました。しかし近年では、市を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。

このような中で、今後のまちづくりの進め方の基本的なルールを改めて確認することが、この条例を制定する大きな理由です。

※十和田市を取り巻く環境の変化

地方分権の進展

これからのまちづくりは、これまで以上に、地域自ら考え、自ら決めていかなければなりません。

人口の減少と高齢者の増加

少ない人口で社会を支える少子高齢社会では、様々な人・団体が元気に活動していくことが求められます。

地域課題の多様化・複雑化

市民や企業・団体等も地域課題に目を向けて、サービス内容や優先順位を考えて対応していく必要があります。

十和田市自治(まちづくり)基本条例素案のイメージ

参画

まちづくりに積極的に参加しましょう。みんなの参加でまちはもっと住みよくなります。



議会・議員



市民

地域経営

協働

市民・議会・行政などが、まちをより良くするために、役割を分担して、お互いに足りないところを補って協力しましょう。

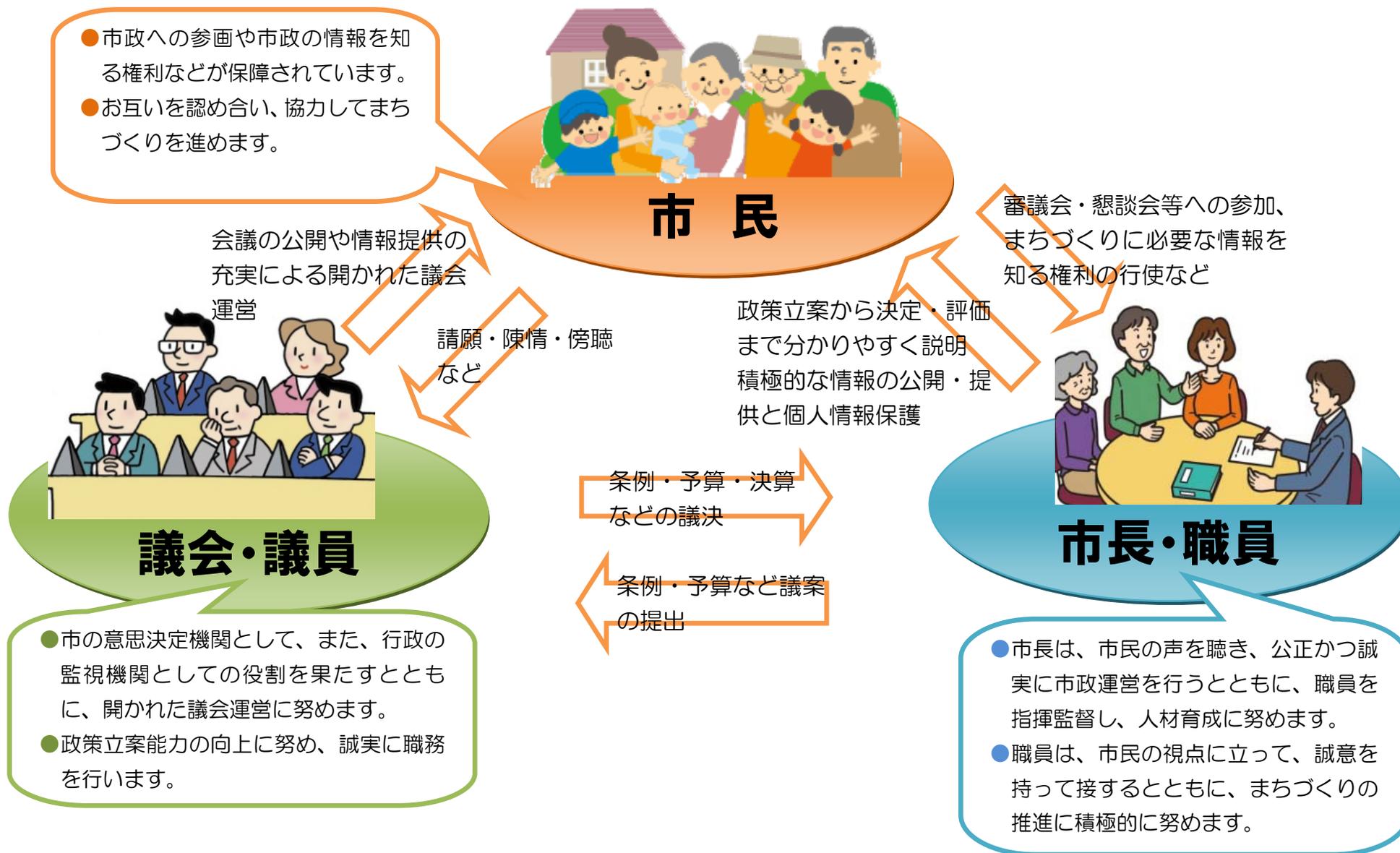
情報共有

まちづくりを行うために、必要な情報の共有に努めましょう。



市長・職員

十和田市自治(まちづくり)基本条例素案のイメージ(詳細)



十和田市自治(まちづくり)基本条例素案の構成

前 文

第1章 総 則 (目的、定義、条例の位置づけ)

第2章 私たちのめざすまち

第3章 子ども (子どもの権利等)

地域づくりの担い手

第4章 市 民

(市民の権利、市民の責務)

第5章 議会及び議員

(議会の役割と責務、市民にか
れた議会、議員の役割と責務)

第6章 市長及び職員

(市長の役割及び責務、職員の
役割と責務)

第7章 地域経営

(行政経営の基本、総合計画等、健全な財政運営、評価、行政改革、危機管理)

第8章 情報の共有

(情報の共有、説明・応答の責任)

第9章 市民の市政への参加

(市政への市民参画、住民投票)

第10章 施行後の検証と見直し (条例の推進、条例の検証と見直し)

※この条例素案の特徴

特徴1. 最も基本となるルールです

この条例は、市のまちづくりに関する最も基本となるルールです。他の条例や規則、まちづくりに関する制度などは、この条例に合うような内容とします。

特徴2. 「子ども」を章にしています

子どもは、市の将来を担う大切な宝です。子どもがまちづくりに参加する権利、健やかに育つ環境の整備、地域で大切に守り育てるという思いなどを第3章にまとめています。

特徴3. 市民が条文素案を作りました

公募委員、推薦委員、学識経験者による市民検討委員会が、基本的な考え方をまとめ、条文素案を作りました。

特徴4. 「です・ます調」です

この条例は、市民のみなさんに読んで活用して頂くことに意味があります。このため、「です・ます調」の柔らかい文章表現となっています。